

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告 目次

昭和三十年度に係る各公共職業補導所の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第六十号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に
係る各公共職業補導所の定期監査を執行したので、その
結果を次の通り公表する。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

監査箇所 執行年月日

米子公共職業補導所 昭和三十一年十月二日監査

倉吉 同 十月三日監査

鳥取 同 十月五日監査

監査概況

昭和三十年度に係る各公共職業補導所の定期監査を執行したが、その結果各所とも職業補導の本旨に則り技能者の養成に努力はしているが、逐年県の財政経済の影響を受け現行の人的組織、施設、予算をもつては到底正常な補導は望み難く、運営にこと欠く面が多く認められる。

殊に補導技術の向上と指導体系の強化確立並びに計画に基く予算的措置等につき県は、根本的再検討を加え職業補導の一層合理的、効率的運営を図るべきである。

次の点考究措置されたい。

一 補導計画と指導体系の確立を図ること。

補導期間は僅か一ケ年の短期間であり各所とも本省基準により補導計画を樹立しているが、計画に基く実習量の検討と指導体系の確立ができていない。即ち職員不足による指導体系の弱体制、並びに計画と実施の遊離によつて学科と併用すべき基本実習と、応用実習との相関性或いは、これに伴う予算的措置に適切を欠き補導効果が著しく低減していることは考究の要がある。なお補導技術の向上と指導員の充実強化については、更に一層留意検討の余地がある。

二 職業補導と生産収入につき考究の要がある。
本年度職業補導所費に対する決算状況をみると左表の通りで事業費のうち生産収入の占める割合は五七・七三%で前年度に比し若干軽減が図られているが本根本的には、補導即生産の線にそつてその運営が強制されている憾が強く近年各所とも補導目的を逸脱し収入確保に吸々としている実状であるから、努めて収入割当の通減を図るとともに所にあつても、補導教材の取捨選択等に更に工夫し補導効果の向上を図るべきである。

科 目	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
事業費 (右特定財源)	6,019,000	6,019,157	157	本表決算状況は一般経常的経費のみを分析計上したものである。
国庫補助金	1,110,000	1,110,150	150	
生産収入	2,840,000	2,840,733	733	
一般県費充当	1,000,000	1,000,664	664	
			△ 3,000,236	

三 施設設備の充実整備を図り労働市場の要請に必ずきである。即ち時代の推移に伴い新規機械器具が進出し生産市場性を考慮した企業運営が要求されており、

老朽機械器具による補導の完璧は期し難い、特に初心者短期かつ輪回補導するため磨減損耗も甚だしく老朽化しているので計画的に新規機械器具の導入、整備

を図り優秀なる補導生の養成に努めることが必要である。
四 予算執行と会計事務の適正化につき一層留意すること。

応用実習における必修品目及び生産品の受註、並びに製品価格の決定その他の事務処理に適正を欠ぐ面がある。即ちこれらの事務処理につき各所の統一が望ましく、中には予算執行に当り歳入所属年度をみだしているもの或いは、製品の引継、及び価格決定の基礎に明確を欠ぐもの等遺憾なものがあつて、また事務手続においても形式的処理に陥り実効が挙つていないものがある。つたのでこれらの点につき、県会計当局並びに主管当局は、適切なる指導を加え遺漏なきよう配慮すべきである。

一 当所は、建築、木工、洋裁、経理事務(昼間)の四科により運営していたが更に三十年十月から自動車整備科及び夜間経理事務科を新設し補導定員一八〇名を擁し、本年度二一三名の修了者を送り出していた。職員は所長以下九名(内臨職四名)と時間講師(経理事務担当)二名であるが、このうち建築、自動車整備両科の指導職員は一名宛でしかも臨時的任用職員であるので身分の不安定と、実習現場を転々ともつ關係上補導に支障を生じていた。
二 多年の懸案であつた庁舎の移転問題については、三十一年度より二ケ年計画で実施することに決定し、目下敷地問題につき地元市当局と折衝中であつたが工事の早期着手に努力された。
三 自動車整備科新設に伴つて当初施設費二百万円を予算計上し、この財源を国庫補助金五十万円、地元寄附金七十五万円、一般県費七十五万円を充当することとし着手したが、寄附金の地元折衝がつかず結局一百二

米子公共職業補導所 昭和三十一年十月二日監査

監査委員 大 西 節 夫

十五万円を執行し寄附金相当額を不執行していたことは、更に考究すべきである。

四 経理出納その他事務の簡素能率化と適性化につき更に一層工夫努力すべきである。

- 1 実習により製品化した製品はそのつど引継しておくこと。
- 2 建築実習における工作指定書には設計書等を添付し、作業行程、価格の決定等一層明確にして置くこと。
- 3 製品の価格決定につき更に厳格を期すること。
- 4 現金領収書発行の取扱いは会計法規に従い適正処理すること。

倉吉公共職業補導所 昭和三十一年十月三日監査

監査委員 山 本 四 郎
同 近 藤 伝 一

一 当所は、建築、木工の二科により運営している。補導定員六〇名に対し五三名入所このうち六名中途退学を生じた結果四七名が修了している状況であり、近年応募者が逓減しているので施設の完備とこの面の開拓に一層の努力を致し定員確保を図る要を認められた。

- 二 職員は、所長以下六名(内一臨職)であるがこのうち建築補導職員は臨時的任用職員一名であり、実習現場が分散する関係上補導の完備は困難と認められる。
- 三 庁舎の移転につき地元寄附を受けた敷地問題が一部未解決である。即ち庁舎の移転新築に伴つて地元から敷地一、〇〇〇坪を受けたがその一部に農道、用排水が附設されており現在使用している敷地は八六六坪でありこれが早期解決につき当局の善処の要がある。
- また従来指摘している敷地内の排水路及び外柵の整備並びに寄宿舎の完備につき更に当局の措置を促したい。
- 四 経理出納その他の事務につき次の点留意されたい。
 - 1 製品引継の時期は一層明確にして置くこと。
 - 2 製品の売却代金現金納付の場合の取扱いは厳格に

すること。

- 3 建築実習における工作書の記録、工賃の決定等につき一層明確にして置くこと。
- 4 製品価格決定は一層慎重を期すること。

鳥取公共職業補導所 昭和三十一年十月五日監査

監査委員 山 本 四 郎

一 当所は機械、木工、自動車整備、理、美容、経理事務の六科により運営し、本年度は補導定員一八五名に対し二〇七名入所せしめ、このうち中途退所一二名を生じ結局一九五名が修了している。このうち一八七名が補導職種に就職し、他は転職している状況である。

二 応募者の状況は機械科定員三五名に対し(自動車整備科三〇名に対し)二十九年一二四(八六、以下()内は自動車整科)三十年八八(八一)三十一年一二〇(一〇六)で若干の浮動性はあるが、逐年増加の傾向を示している反面、木工、理、美容は、三十年度を最高に、減している状況であるので補導種目、並びに

定員の増減等につき慎重考究されたい。

三 入所人員は、定員の一割増の線にそつて決定しているが、中でも理美容は過度期にあつた関係か定員の三割〜四割を超過し入所決定している。定員超過に対する補導陣容、予算、施設設備等、何等考慮が払われていない、ために補導上無理を生じているので根本的に考究すべきある。

四 経理出納その他事務処理の能率化とこれが適正化につき一層工夫努力すべきである。

なお次の点留意されたい。

- 1 公簿関係の事務処理は、形式的に陥り実効が挙つていないので、能率的処理すること。
- 2 機械、自動車整備科における実習記録並びに委託加工における料金算定は一層明確にし、合法的処理すること。
- 3 生産物、受払簿等は正規に作成し、その出納を明確にしておくこと。
- 4 売却製品、並びに委託加工製品に対する収入調定

時期が、著しく遅延し会計年度経過後措置していることは適切でない。

5 各業務科と庶務科の相互連絡が不充分により、製品の引継、並びに調定時期等に遺漏のものがある。

6 自動車用燃料出納に不突合があつたので、整理すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣

印

刷

所 縣